

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年3月4日（金） 第9379号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の退任（79）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 （2件）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
	警備業法に基づく検定の実施（4件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理事 高 田 茂 倉吉市中河原355-1

令和3年6月10日退任

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和4年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示（令和3年11月9日付農林水産省告示第1895号）の内容

（告示の内容）

（1）保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

小泉 忠好	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平337の2
佐藤 理一郎	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平339、339の1
和田 徳子	東伯郡琴浦町大字尾張字一ノ谷東平340、341の1、342の1、字一ノ谷西平355、356、358の1

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、

同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和4年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示（令和3年12月23日付農林水産省告示第2191号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

徳田 幸男	倉吉市大原字裾ヶ谷1240の43
-------	------------------
 - (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和4年5月12日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和4年7月2日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第28会議室
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和4年4月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料 16,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を検定申請手続をする警察署において納付すること。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和4年5月12日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和4年6月25日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第28会議室
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和4年4月11日（月）から同月15日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 16,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を検定申請手続をする警察署において納付すること。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和4年6月2日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和4年7月23日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎9階第20会議室
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。

- イ 手荷物等検査に関すること。
- ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
- エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和4年5月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (4) 6の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を検定申請手続をする警察署において納付すること。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年3月4日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験

- 令和4年6月2日（木）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
- 令和4年7月9日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎9階第20会議室
- (2) 実技試験
- 広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
- 5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 乗客等の接遇に関すること。
- エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- オ 空港に関すること。
- カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 乗客等の接遇に関すること。
- イ 手荷物等検査に関すること。
- ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 令和4年5月9日（月）から同月13日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料 16,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額を検定申請手続をする警察署において納付すること。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンス調達業務一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和4年2月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4-1 |
| 5 落 札 金 額 | 26,419,285円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和3年12月17日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |